

収 支 報 告 書

令和 5年 5月 10日

堺市議会議長 様

議員氏名 湊上 猛志 
(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,060,000	@255000円 × 12ヶ月 = 3,060,000 円
2 その他(自己資金)	982,200	
収 入 合 計	4,042,200	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	32,855	32,855	
研 修 費	980	980	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	55,313	55,313	
広 報 ・ 広 聴 費	2,572,727	1,590,527	
人 件 費	940,216	940,216	
事 務 ・ 事 務 所 費	440,109	440,109	
支 出 合 計	4,042,200	3,060,000	

様式第 14 号 (第 7 条関係)

令和 4 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 視察	4 月 28 日 7 月 25 日～26 日	明石市視察 栃木・東京視察
【広報・広聴費】 議会活動報告の作成・配布	4 月、7 月、10 月、 12 月、2 月	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため、議会活動報告の 28 号、29 号、30 号、31 号、32 号を作成した。これらを、業者およびボランティアスタッフによるポスティングと街頭配布、郵送での配布も行った。
市政報告会	8 月、9 月	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため、校区地域会館などで市政報告会を開催した。
【事務・事務所費】 事務所の設置	4 月 1 日～ 3 月 31 日	堺市政に関する調査研究、市民意見の聴取、市民相談の場として、堺区新町 2-4 において事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4/6	1		41,823	-41,823	議会活動報告28号印刷代	⑦	
4/8		765,000		723,177	政務活動費4-6月受け入れ		
4/11	2		38,747	684,430	事務員給与（ 3月分）	⑧	
4/11	3		40,400	644,030	事務員給与（ 3月分）	⑧	
4/11	4		131,583	512,447	議会活動報告28号郵送代	⑦	
4/12	5		92,412	420,035	議会活動報告28号印刷代	⑦	
4/12	6		93,492	326,543	議会活動報告28号印刷代	⑦	
4/12	7		180	326,363	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
4/16	8		540	325,823	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
4/17	9		1,250	324,573	ガソリン代	⑦	
4/19	10		2,893	321,680	事務所ネット通信費	⑨	
4/20	11		56,763	264,917	議会活動報告28号印刷代	⑦	
4/22	12		270	264,647	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
4/22	13		23,463	241,184	長3封筒代	⑦	
4/22	14		3,860	237,324	事務所電気代（4月分）	⑨	
4/25	15		270	237,054	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
4/25	16		1,650	235,404	事務所コピー機コピー代	⑨	
4/25	17		4,300	231,104	朝日新聞代	⑥	
4/28	18		2,630	228,474	明石市視察時交通費	①	
月 計		765,000	536,526				
累 計		765,000	536,526	228,474			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5/6	19		34,695	193,779	事務員給与（ 4月分）	⑧	
5/8	20		1,030	192,749	脱炭素地域の作り方勉強会の交通費	①	
5/10	21		39,702	153,047	事務員給与（ 4月分）	⑧	
5/16	22		180	152,867	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/17	23		90	152,777	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/18	24		3,239	149,538	事務所ネット通信費	⑨	
5/21	25		2,066	147,472	ガソリン代	⑦	
5/22	26		4,300	143,172	朝日新聞代	⑥	
5/23	27		1,650	141,522	事務所コピー機コピー代	⑨	
5/24	28		3,526	137,996	事務所電気代（5月分）	⑨	
5/26	29		180	137,816	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/27	30		198	137,618	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/27	31		198	137,420	駐車代（議会活動報告配布）スタッフ分	⑦	
5/31	32		155	137,265	メディアカフェ利用料	①	
月 計			91,209				
累 計		765,000	627,735	137,265			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6/9	33		86,130	51,135	議会活動報告28号配布代	⑦	
6/9	34		35,225	15,910	事務員給与（5月分）	⑧	
6/10	35		31,815	-15,905	事務員給与（5月分）	⑧	
6/10	36		180	-16,085	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
6/12	37		90	-16,175	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
6/19	38		360	-16,535	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
6/20	39		28,350	-44,885	事務所駐車場賃料（7～9月分）	⑨	
6/22	40		74,250	-119,135	事務所家賃（7～9月分）	⑨	
6/23	41		1,650	-120,785	事務所コピー機コピー代	⑨	
6/24	42		3,938	-124,723	事務所電気代（6月分）	⑨	
6/26	43		4,300	-129,023	朝日新聞代	⑥	
6/27	44		2,033	-131,056	ガソリン代	⑦	
月 計			268,321				
累 計		765,000	896,056	-131,056			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7/2	45		980	-132,036	2022大阪教組教研「新しいかぞくのカタチ」講演会の交通費	②	
7/2	46		1,100	-133,136	書籍「もと女子高生パパになる」	⑥	
7/7	47		9,504	-142,640	事務所コピー機再リース料	⑨	
7/8		765,000		622,360	政務活動費4-6月受け入れ		
7/10	48		3,015	619,345	市政報告会会館使用料 人権ふれあいセンター	⑦	
7/11	49		71,688	547,657	議会活動報告29号印刷代	⑦	
7/11	50		38,810	508,847	事務員給与（6月分）	⑧	
7/12	51		31,702	477,145	事務員給与（6月分）	⑧	
7/14	52		1,889	475,256	ガソリン代	⑦	
7/14	53		91,584	383,672	議会活動報告29号印刷代	⑦	
7/14	54		92,544	291,128	議会活動報告29号印刷代	⑦	
7/16	55		160	290,968	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
7/20	56		51,920	239,048	長3封筒代	⑦	
7/20	57		495	238,553	書籍「維新ざらい」	⑥	
7/21	58		6,046	232,507	事務所ネット通信費	⑨	
7/21	59		110,707	121,800	議会活動報告29号郵送代	⑦	
7/21	60		160	121,640	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
7/24	61		9,390	112,250	栃木・東京視察新幹線代	①	
7/25	62		1,650	110,600	事務所コピー機コピー代	⑨	
7/25	63		4,493	106,107	事務所電気代（7月分）	⑨	
7/26	64		14,920	91,187	栃木・東京視察新幹線代	①	
7/27	65		962	90,225	ガソリン代	⑦	
7/28	66		98,091	-7,866	市政報告会案内はがき代	⑦	
7/29	67		4,300	-12,166	朝日新聞代	⑥	
7/30	68		1,960	-14,126	ガソリン代	⑦	
月 計			648,070				
累 計		1,530,000	1,544,126	-14,126			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8/2	69		176	-14,302	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
8/3	70		216,478	-230,780	議会活動報告29号郵送代	⑦	
8/5	71		240	-231,020	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
8/5	72		240	-231,260	駐車代（議会活動報告報告配布）スタッフ分	⑦	
8/6	73		160	-231,420	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
8/8	74		43,220	-274,640	事務員給与（7月分）	⑧	
8/9	75		38,545	-313,185	事務員給与（7月分）	⑧	
8/8	76		5,400	-318,585	市政報告会会館使用料 錦線校区地域会館	⑦	
8/8	77		3,600	-322,185	市政報告会会館使用料 熊野校区地域会館	⑦	
8/12	78		400	-322,585	駐車代（市民相談）	⑦	
8/13	79		2,000	-324,585	ガソリン代	⑦	
8/17	80		80	-324,665	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
8/19	81		1,039	-325,704	市政報告会で使用の除菌グッズ代	⑦	
8/20	82		360	-326,064	駐車代（市政報告会）	⑦	
8/20	83		4,500	-330,564	市政報告会会館使用料 安井地域会館	⑦	
8/22	84		2,700	-333,264	市政報告会会館使用料 浅香山校区地域会館	⑦	
8/23	85		4,867	-338,131	事務所コピー機コピー代	⑨	
8/23	86		160	-338,291	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
8/23	87		160	-338,451	駐車代（議会活動報告報告配布）スタッフ分	⑦	
8/23	88		891	-339,342	駐車代（市政報告会）	⑦	
8/24	89		4,871	-344,213	事務所電気代（8月分）	⑨	
8/24	90		2,700	-346,913	市政報告会会館使用料 錦校区地域会館	⑦	
8/25	91		160	-347,073	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
8/25	92		9,000	-356,073	市政報告会会館使用料 湊西自治会館	⑦	
8/26	93		3,600	-359,673	市政報告会会館使用料 少林寺校区地域会館	⑦	
8/27	94		4,300	-363,973	朝日新聞代	⑥	
8/27	95		480	-364,453	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
8/29	96		71,720	-436,173	議会活動報告29号配布代	⑦	
8/29	97		2,907	-439,080	事務所ネット通信費	⑨	
8/29	98		1,210	-440,290	書籍「告白」、「薬物依存症」	⑥	
8/29	99		1,800	-442,090	市政報告会会館使用料 榎校区地域会館	⑦	
月 計			427,964				
累 計		1,530,000	1,972,090	-442,090			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湊上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9/2	100		25,120	-467,210	事務員給与（8月分）	⑧	
9/2	101		44,600	-511,810	事務員給与（8月分）	⑧	
9/5	102		5,400	-517,210	市政報告会会館使用料 湊校区地域会館	⑦	
9/11	103		2,013	-519,223	ガソリン代	⑦	
9/12	104		9,000	-528,223	市政報告会会館使用料 神石校区地域会館	⑦	
9/16	105		9,000	-537,223	市政報告会会館使用料 大仙校区地域会館	⑦	
9/16	106		9,000	-546,223	市政報告会会館使用料 英彰校区地域会館	⑦	
9/17	107		540	-546,763	駐車代（市政報告会）	⑦	
9/19	108		160	-546,923	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
9/20	109		450	-547,373	駐車代（市政報告会）	⑦	
9/26	110		4,341	-551,714	事務所コピー機コピー代	⑨	
9/26	111		74,250	-625,964	事務所家賃（10～12月分）	⑨	
9/26	112		4,094	-630,058	事務所ネット通信費	⑨	
9/26	113		16,408	-646,466	市政報告会用品代	⑦	
9/26	114		4,333	-650,799	事務所電気代（9月分）	⑨	
9/26	115		4,300	-655,099	朝日新聞代	⑥	
9/27	116		3,600	-658,699	市政報告会会館使用料 市校区地域会館	⑦	
9/27	117		450	-659,149	駐車代（市政報告会）	⑦	
9/27	118		28,350	-687,499	事務所駐車場賃料（10～12月分）	⑨	
9/28	119		180	-687,679	駐車代（市政報告会）	⑦	
月 計			245,589				
累 計		1,530,000	2,217,679	-687,679			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10/3	120		4,730	-692,409	視察時宿泊代	①	
10/7	121		32,512	-724,921	事務員給与（9月分）	⑧	
10/7	122		35,225	-760,146	事務員給与（9月分）	⑧	
10/7		765,000		4,854	政務活動費10-12月受け入れ		
10/8	123		2,046	2,808	ガソリン代	⑦	
10/9	124		91,008	-88,200	議会活動報告30号印刷代	⑦	
10/18	125		91,584	-179,784	議会活動報告30号印刷代	⑦	
10/18	126		58,416	-238,200	議会活動報告30号印刷代	⑦	
10/19	127		4,890	-243,090	事務所ネット通信費	⑨	
10/24	128		1,650	-244,740	事務所コピー機コピー代	⑨	
10/28	129		160	-244,900	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
10/30	130		4,300	-249,200	朝日新聞代	⑥	
10/31	131		4,120	-253,320	事務所電気代（10月分）	⑨	
月 計		765,000	330,641				
累 計		2,295,000	2,548,320	-253,320			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11/1	132		39,609	-292,929	事務員給与（10月分）	⑧	
11/1	133		47,092	-340,021	事務員給与（10月分）	⑧	
11/3	134		160	-340,181	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
11/7	135		1,250	-341,431	ガソリン代	⑦	
11/7	136		240	-341,671	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
11/7	137		160	-341,831	駐車代（議会活動報告配布）スタッフ分	⑦	
11/8	138		160	-341,991	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
11/17	139		176	-342,167	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
11/21	140		160	-342,327	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
11/22	141		2,012	-344,339	ガソリン代	⑦	
11/24	142		1,673	-346,012	事務所コピー機コピー代	⑨	
11/28	143		4,300	-350,312	朝日新聞代	⑥	
11/28	144		3,173	-353,485	事務所電気代（11月分）	⑨	
11/28	145		3,037	-356,522	事務所ネット通信費	⑨	
月 計			103,202				
累 計		2,295,000	2,651,522	-356,522			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12/8	146		36,225	-392,747	事務員給与 (11月分)	⑧	
12/9	147		37,534	-430,281	事務員給与 (11月分)	⑧	
12/12	148		5,208	-435,489	週刊新社会	⑥	
12/12	149		244,000	-679,489	議会活動報告31号印刷代	⑦	
12/23	150		1,650	-681,139	事務所コピー機コピー代	⑨	
12/23	151		20,460	-701,599	長3封筒代	⑦	
12/23	152		84,480	-786,079	議会活動報告30号配布代	⑦	
12/23	153		28,350	-814,429	事務所駐車場賃料 (1～3月分)	⑨	
12/23	154		74,250	-888,679	事務所家賃 (1～3月分)	⑨	
12/24	155		2,942	-891,621	事務所ネット通信費	⑨	
12/26	156		13,440	-905,061	議会活動報告31号郵送切手代	⑦	
12/27	157		4,285	-909,346	事務所電気代 (12月分)	⑨	
12/29	158		1,768	-911,114	ガソリン代	⑦	
12/30	159		4,300	-915,414	朝日新聞代	⑥	
12/31	160		153,027	-1,068,441	議会活動報告31号郵送代	⑦	
12/31	161		1,600	-1,070,041	議会活動報告31号郵送切手代	⑦	
月 計			713,519				
累 計		2,295,000	3,365,041	-1,070,041			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1/10		765,000		-305,041	政務活動費1-3月受け入れ		
1/12	162		160	-305,201	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/17	163		2,884	-308,085	事務所ネット通信費	⑨	
1/18	164		35,323	-343,408	事務員給与（12月分）	⑧	
1/18	165		50,421	-393,829	事務員給与（12月分）	⑧	
1/18	166		240	-394,069	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/18	167		320	-394,389	駐車代（議会活動報告配布）スタッフ分	⑦	
1/23	168		160	-394,549	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/23	169		2,515	-397,064	事務所コピー機コピー代	⑨	
1/24	170		240	-397,304	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/25	171		4,058	-401,362	事務所電気代（1月分）	⑨	
1/26	172		2,009	-403,371	ガソリン代	⑦	
1/29	173		4,300	-407,671	朝日新聞代	⑥	
月 計		765,000	102,630				
累 計		3,060,000	3,467,671	-407,671			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 瀬上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2/1	174		176	-407,847	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/3	175		3,630	-411,477	名刺代	⑦	
2/3	176		88,000	-499,477	議会活動報告31号配布代	⑦	
2/7	177		36,852	-536,329	事務員給与（ 1月分）	⑧	
2/8	178		37,044	-573,373	事務員給与（ 1月分）	⑧	
2/14	179		160	-573,533	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/15	180		27,720	-601,253	議会活動報告32号印刷代	⑦	
2/17	181		2,986	-604,239	事務所ネット通信費	⑨	
2/21	182		320	-604,559	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/21	183		213,109	-817,668	議会活動報告32号発送作業代	⑦	
2/24	184		3,694	-821,362	事務所コピー機コピー代	⑨	
2/26	185		4,300	-825,662	朝日新聞代	⑥	
2/28	186		4,421	-830,083	事務所電気代（2月分）	⑨	
月 計			422,412				
累 計		3,060,000	3,890,083	-830,083			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項目	その他
3/3	187		51,019	-881,102	事務員給与（ XXXX 2月分）	⑧	
3/3	188		58,779	-939,881	事務員給与（ XXXX 2月分）	⑧	
3/15	189		27,500	-967,381	ホームページ修正代	⑦	
3/22	190		3,026	-970,407	事務所ネット通信費	⑨	
3/23	191		9,887	-980,294	事務所コピー機コピー代	⑨	
3/23	192		1,906	-982,200	事務所電気代（3月分）	⑨	
月 計			152,117				
累 計		3,060,000	4,042,200	-982,200			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

ふりがな				
被雇用者の氏名				
生年月日	年 月 日			
住所	〒 市			
雇用期間 (雇用開始日)	2021年 10月 1日 ~ 2022年 3月 31日			
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)			
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日6.25時間× 2日 / 週)			
賃金額	□月額 □日額	■時給	1060 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ ()活動			
按分	☒ 勤務実態をもとに算定 50 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間 (週勤務時間数) 12.5 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照			
議員との関係	☐ 生計をへにしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計をへにしないことを条件とする。			
備考	交通費支給 市 ~ 市 往復 4,220 円)			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇用契約書

ふりがな			生 年 月 日
氏 名			年 月 日
現 住 所	市	TEL	
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2021年 10月 1日から	2022年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)		
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)		
給与(賃金)	時給 1060 円		
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い		
給与振込先	現金手渡し		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2021年 10月 / 日			
雇用者		淵上 猛志	
被雇用者			

参考様式第1号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	2022 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日	
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他 (派遣等)	
勤務時間数	12.5 時間 / 週 (1 日 6.25 時間 × 2 日 / 週)	
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1060 円
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ () 活動	
按分	50 %	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25 時間</u> <u>(週勤務時間数) 12.5 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備考	交通費支給 ([REDACTED] ~ 堺東 往復 420 円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第 2 号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]		TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 30 分から 午前・午後 4 時 30 分まで (うち休憩時間は午後 0 時から午後 0 時 45 分まで)		
休 日	平日 2 日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)		
給与 (賃金)	時給 1060 円		
給与支払	毎月月末締め切り、翌 10 日払い		
給与振込先	現金手渡し		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 2022 年 4 月 / 日 雇用者 被雇用者 淵上 猛志 [REDACTED]  			

参考様式第1号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	
住所	〒 [REDACTED] 埼玉県 [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	2022 年 10 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日	
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)	
勤務時間数	12.5 時間 / 週 (1 日 6.25 時間 × 2 日 / 週)	
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1092 円
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ () 活動	
按分	50 %	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25 時間 (週勤務時間数) 12.5 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備考	交通費支給 ([REDACTED] ~ 堺東駅 往復 420 円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2022 年 10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 30 分から 午前・午後 4 時 30 分まで (うち休憩時間は午後 0 時から午後 0 時 45 分まで)
休 日	平日 2 日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)
給与 (賃金)	時給 1092 円
給与支払	毎月月末締め切り、翌 10 日払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

2022 年 10 月 / 日

雇用者

湊上 猛志



被雇用者



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 3 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	水			00:00		
3	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	金			00:00		
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	火			00:00		
9	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	木			00:00		
11	金			00:00		
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	火			00:00		
16	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	木			00:00		
18	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	水			00:00		
24	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	金			00:00		
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月			00:00		
29	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	水			00:00		
31	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
合 計				68:45	0:00	
出勤日数				11		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 4 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	火			00:00		
6	水			00:00		
7	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	金			00:00		
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	火			00:00		
13	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	木			00:00		
15	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月			00:00		
19	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	水			00:00		
21	木			00:00		
22	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月	09:30	15:30	05:15		休憩45分
26	火			00:00		
27	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	木			00:00		
29	金			00:00		
30	土			00:00		
				00:00		
合計				61:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 5 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日			00:00		
2	月			00:00		
3	火			00:00		
4	水			00:00		
5	木			00:00		
6	金	09:30	16:00	05:45		休憩45分
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	火			00:00		
11	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
12	木			00:00		
13	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	土			00:00		
15	日			00:00		
16	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	火			00:00		
18	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	金			00:00		
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月			00:00		
24	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	水			00:00		
26	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	金			00:00		
28	土			00:00		
29	日			00:00		
30	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	火			00:00		
合計				62:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 6 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	木			00:00		
3	金			00:00		
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	火			00:00		
8	水			00:00		
9	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	金			00:00		
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月			00:00		
14	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	水			00:00		
16	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	金			00:00		
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月			00:00		
21	火			00:00		
22	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	木			00:00		
24	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	土			00:00		
26	日			00:00		
27	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	火			00:00		
29	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	木			00:00		
				00:00		
合計				56:15	0:00	
出勤日数				9		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金			00:00		
2	土					
3	日			00:00		
4	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	火			00:00		
6	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	木			00:00		
8	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月			00:00		
12	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	水	14:00	16:30	02:30		
14	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月			00:00		
19	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	水					
21	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	金	09:30	12:00	02:30		
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	火	10:00	13:50	02:15		休憩95分
27	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	木			00:00		
29	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	土			00:00		
31	日			00:00		
合 計				76:00:00	0:00	
出勤日数				14		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 8 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	金	09:30	13:00	03:30		
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	火			00:00		
10	水			00:00		
11	木			00:00		
12	金			00:00		
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月			00:00		
16	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	水			00:00		
18	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	金			00:00		
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	火			00:00		
24	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	金			00:00		
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	火			00:00		
31	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
合 計				79:00:00	0:00	
出勤日数				13		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 9 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木			00:00		
2	金			00:00		
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	火			00:00		
7	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	金			00:00		
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	火			00:00		
14	水			00:00		
15	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	金			00:00		
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月			00:00		
20	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	木			00:00		
23	金			00:00		
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	火			00:00		
28	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	木			00:00		
30	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
				00:00		
合計				62:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 10 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	火			00:00		
5	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	木			00:00		
7	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月			00:00		
11	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	木			00:00		
14	金			00:00		
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	水	10:00	16:30	05:45		休憩45分
20	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	金			00:00		
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月			00:00		
25	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
27	木			00:00		
28	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	土			00:00		
30	日			00:00		
31	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
合 計				81:15	0:00	
出勤日数				13		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 11 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火			00:00		
2	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	木			00:00		
4	金			00:00		
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	火			00:00		
9	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	木			00:00		
11	金			00:00		
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月			00:00		
15	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	水			00:00		
17	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	水			00:00		
24	木			00:00		
25	金			00:00		
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	水			00:00		
合 計				62:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 12 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	金			06:15		有給休暇
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月			00:00		
6	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	水			00:00		
8	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	金			06:15		有給休暇
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	火			06:15		有給休暇
14	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	木			00:00		
16	金	10:30	16:30	06:00		在宅勤務
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月	09:30	16:45	06:30		休憩45分
20	火	16:30	17:30	01:00		
21	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	木			00:00		
23	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月			06:15		有給休暇
27	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	水			00:00		
29	木			00:00		
30	金			00:00		
31	土			00:00		
合 計				88:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2023 年 1 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火			00:00		
4	水			00:00		
5	木			00:00		
6	金	09:30	17:00	06:45		休憩45分
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月			00:00		
10	火			00:00		
11	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	金			00:00		
14	土	10:00	12:00	02:00		在宅勤務
15	日			00:00		
16	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	火	09:30	15:30	05:15		休憩45分
18	水			00:00		
19	木			00:00		
20	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月			00:00		
24	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	木			00:00		
27	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	土			00:00		
29	日			00:00		
30	月			00:00		
31	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
合計				64:00	0:00	
出勤日数				10		



整理番号 188

参考様式第5号

出勤簿 (2023 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水			00:00		
2	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	火			00:00		
8	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	木			00:00		
10	金	09:30	17:30	07:15		休憩45分
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月			00:00		
14	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	木			00:00		
17	金	09:30	17:00	06:45		休憩45分
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	火	09:30	13:30	04:00		
22	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
23	木	08:30	16:00	06:45		休憩45分
24	金	13:30	17:00	03:30		
25	土	09:00	17:45	08:00		休憩45分
26	日			00:00		
27	月	09:30	18:00	07:45		休憩45分
28	火	09:30	17:15	07:00		休憩45分
合計				101:30	0:00	
出勤日数				16		



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 堀上 猛志

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	市		
雇用期間 (雇用開始日)	2021年 10月 1日 ~ 2022年 3月 31日		
雇用形態	■直接雇用 □その他(派遣等)		
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)		
賃金額	□月額	□日額	■時給 1060 円
業務内容	■政務活動 □政党活動 ■後援会活動 □()活動		
按分	50	■勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間	
	%	(週勤務時間数) 12.5 時間	
議員との関係	□生計を一にしない親族 ■第三者 □その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしないことを条件とする。		
備考	交通費支給 () ~ 堀東 往復 600 円		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇用契約書

ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	
現 住 所	市	TEL	
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2021年 10月 1日から	2022年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)		
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)		
給与(賃金)	時給 1060 円		
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い		
給与振込先	現金手渡し		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2021年 10月 / 日			
雇用者		堀上 猛志	
被雇用者			

参考様式第 1 号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

ふりがな	[REDACTED]	
被雇用者の氏名	[REDACTED]	
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	2022 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日	
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他 (派遣等)	
勤務時間数	12.5 時間 / 週 (1 日 6.25 時間 × 2 日 / 週)	
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1060 円
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ () 活動	
按分	50 %	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25 時間</u> <u>(週勤務時間数) 12.5 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備考	交通費支給 [REDACTED] ~ 堺東 往復 600 円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 30 分から 午前・午後 4 時 30 分まで (うち休憩時間は午後 0 時から午後 0 時 45 分まで)	
休 日	平日 2 日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)	
給与(賃金)	時給 1060 円	
給与支払	毎月月末締め切り、翌 10 日払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 2022 年 4 月 / 日 雇用者 淵上 猛志 被雇用者		

参考様式第 1 号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年	[REDACTED] 月	[REDACTED] 日
住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] 市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2022 年 10 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他 (派遣等)		
勤務時間数	12.5 時間 / 週 (1 日 6.25 時間 × 2 日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1092 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ () 活動		
按分	50	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25 時間</u> <u>(週勤務時間数) 12.5 時間</u>	
	%	☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	交通費支給 ([REDACTED] ～ 堺東駅 往復 600 円)		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]		生 年 月 日
氏 名	[Redacted]		[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日生
現 住 所	堺市 [Redacted]		TEL [Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2022 年 10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 30 分から 午前・午後 4 時 30 分まで (うち休憩時間は午後 0 時から午後 0 時 45 分まで)		
休 日	平日 2 日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)		
給与(賃金)	時給 1092 円		
給与支払	毎月月末締め切り、翌 10 日払い		
給与振込先	現金手渡し		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
2022 年 10 月 / 日			
雇用者		湊上 猛志	
被雇用者		[Redacted]	

参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 3 月

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		
				基 本	時間外	
1	火			00:00		
2	水	09:45	16:30	06:15		休憩30分
3	木			00:00		
4	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月			00:00		
8	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	水			00:00		
10	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月			00:00		
15	火	09:30	17:30	07:15		休憩45分
16	水			00:00		
17	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	金			00:00		
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火			00:00		
23	水	09:30	16:45	06:30		休憩45分
24	木			00:00		
25	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	火			00:00		
30	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	木			00:00		
合 計				70:00	0:00	
出勤日数				11		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 4 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金			00:00		
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月			00:00		
5	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	木			00:00		
8	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月			00:00		
12	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	水			00:00		
14	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	金			00:00		
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月	09:45	16:45	06:15		休憩45分
19	火			00:00		
20	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	木	09:45	16:30	06:15		休憩30分
22	金			00:00		
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月	15:30	17:30	02:00		在宅勤務
26	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	水	13:00	15:30	02:30		在宅勤務
28	木	10:15	16:45	06:00		休憩30分
29	金	10:00	12:30	02:30		在宅勤務
30	土			00:00		
合計				69:15	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 5 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日			00:00		
2	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	火			00:00		
4	水			00:00		
5	木			00:00		
6	金			00:00		
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月			00:00		
10	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	水			00:00		
12	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	金			00:00		
14	土			00:00		
15	日			00:00		
16	月			00:00		
17	火			06:15		有給休暇
18	水			00:00		
19	木			00:00		
20	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月	09:30	16:00	05:45		休憩45分
24	火			00:00		
25	水	09:45	16:30	06:00		休憩45分
26	木			00:00		
27	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	土			00:00		
29	日			00:00		
30	月			00:00		
31	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
合 計				55:30	0:00	
出勤日数				8		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 6 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水			00:00		
2	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月			00:00		
7	火			00:00		
8	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	木			00:00		
10	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月	11:45	16:30	04:30		休憩15分
14	火			00:00		
15	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	木			00:00		
17	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月			00:00		
21	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	水			00:00		
23	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	金			00:00		
25	土			00:00		
26	日			00:00		
27	月			00:00		
28	土	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	水			00:00		
30	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
合 計				67:00	0:00	
出勤日数				11		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月			00:00		
5	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	水			00:00		
7	木	11:00	16:30	05:15		休憩15分
8	金			00:00		
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	火			00:00		
13	水	09:45	16:30	06:15		休憩30分
14	木			00:00		
15	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月			00:00		
19	火			00:00		
20	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	木	11:30	16:30	05:00		
22	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月			00:00		
26	火	09:45	16:45	06:15		休憩45分
27	水			00:00		
28	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	金			00:00		
30	土			00:00		
合 計				66:30	0:00	
出勤日数				11		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 8 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月			00:00		
2	火			00:00		
3	水			00:00		
4	木			00:00		
5	金			00:00		
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月			00:00		
9	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
10	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	木			00:00		
12	金			00:00		
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月			00:00		
16	火			00:00		
17	水			06:15		有給休暇
18	木			00:00		
19	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月			00:00		
23	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	水			00:00		
25	木			00:00		
26	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月			00:00		
30	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	水			00:00		
合計				44:00	0:00	
出勤日数				6		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月			00:00		
6	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	水			00:00		
8	木			00:00		
9	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月			00:00		
13	火			00:00		
14	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	木			00:00		
16	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月			00:00		
20	火			00:00		
21	水			00:00		
22	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	金			00:00		
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月			00:00		
27	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	水			00:00		
29	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	金			00:00		
合 計				56:15	0:00	
出勤日数				9		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 10 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月			00:00		
4	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	水			00:00		
6	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月			00:00		
11	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	水			00:00		
13	木			00:00		
14	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月			00:00		
18	火			00:00		
19	水	09:30	12:30	03:00		
20	木			00:00		
21	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	火			00:00		
26	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
27	木	09:30	17:00	06:45		休憩45分
28	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	土			00:00		
30	日			00:00		
31	月			00:00		
合 計				66:30	0:00	
出勤日数				11		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 11 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	水			00:00		
3	木			00:00		
4	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月			00:00		
8	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	水			00:00		
10	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月	09:30	17:00	06:45		休憩45分
15	火			00:00		
16	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	木			00:00		
18	金			00:00		
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火			00:00		
23	水			00:00		
24	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	金	09:15	16:30	06:30		休憩45分
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月			00:00		
29	火			00:00		
30	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
合 計				63:15	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2022 年 12 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木			00:00		
2	金			00:00		
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	火			00:00		
7	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	木			00:00		
9	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月			00:00		
13	火	09:45	16:45	06:15		休憩45分
14	水			00:00		
15	木	11:00	16:30	05:30		
16	金			00:00		
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月			00:00		
20	火	09:30	17:30	07:15		休憩45分
21	水			00:00		
22	木	13:00	16:30	03:30		
23	金			00:00		
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	火	09:30	16:30	06:15		有給休暇
28	水	10:00	16:30	06:00		休憩30分
29	木			00:00		
30	金			00:00		
31	月			00:00		
合 計				59:45	0:00	
出勤日数				9		



参考様式第5号

出勤簿 (2023 年 1 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日			00:00		
2	月			00:00		
3	火			00:00		
4	水			00:00		
5	木			00:00		
6	金			00:00		
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月			00:00		
10	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	水			00:00		
12	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	土			00:00		
15	日			00:00		
16	月			00:00		
17	火	10:45	16:30	05:00		休憩45分
18	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	金			00:00		
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	火			00:00		
25	水			00:00		
26	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	土			00:00		
29	日			00:00		
30	月	09:30	17:15	07:00		休憩45分
31	月			00:00		
合計				62:00	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2023 年 2 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	12:45	16:30	03:45		
2	木	09:00	10:00	01:00		
3	金	09:30	17:00	06:45		休憩45分
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月			00:00		
7	火	09:30	17:00	06:45		休憩45分
8	水			00:00		
9	木	10:00	16:30	06:00		休憩30分
10	金	09:30	16:45	06:30		休憩45分
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	火			00:00		
15	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	金			00:00		
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月			00:00		
21	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
22	水			00:00		
23	木	09:00	16:45	07:00		休憩45分
24	金	09:30	18:15	08:00		休憩45分
25	土			00:00		
26	日	11:15	19:15	07:15		休憩45分
27	月			00:00		
28	火	09:30	17:45	07:30		休憩45分
				00:00		
				00:00		
				00:00		
合計				85:45	0:00	
出勤日数				14		



参考様式第3号

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

管理責任者 (議員名)	洲上 猛志		
事務所名	ふちがみ猛志を育てる会事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 TEL 072 (320) 0103		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社小山電気商会)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	24㎡	賃借料	月額 49,500 円 (政務活動費充当額 24,750 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積 (㎡) ☒ 使用時間による 月 160 時間のうち 80 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・50% ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・50% ☐ その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	50%	月額 18,900 円 (政務活動費充当額 9,450 円)
		【所在地】会館前モータープール (堺市堺区新町 14-8 内 第 区画)	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物質料改定の覚書

賃貸人 甲 株式会社小山電気商会（以下、甲という）と賃借人 乙 淵上猛志（以下、乙という）、平成 26 年 3 月 14 日付（建物質貸借）契約書 第 3 条（賃料）に関して以下のとおり、改定することと合意し、ここに覚書を交わした。

第 1 条（改定の内容）

賃 料 金 40,000 円/月

共益費 金 5,000 円/月

と改定する。

第 2 条（改定の期日）

令和 2 年 7 月 1 日より、第 1 条の賃料に改定する。よって、令和 2 年 6 月末日を期限ととする 7 月分賃料支払いから上記金額が適用される。

第 3 条（原契約との関係）

本覚書は、原契約書と一体をなすものとする。

以上、甲乙丙の間で賃料改定に関して合意した証として、本書を 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 20 日

賃貸人（甲）住 所 堺市堺区新 2 番 4 号
会社名 株式会社小山電気商会
氏 名 代表取締役 小山紘隆



賃借人（乙）住 所 堺市 [redacted]
氏 名 淵上 猛志



以 上

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 26 年 3 月 14 日

小山電ビル 2F-A1

有限会社 大和エステート

建物賃貸借契約書 (事業用)

賃貸人 株式会社 小山電気商会 を甲とし、賃借人 洲上 憲志 を
乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を
締結する。

I. 概記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区新町36番地・37番地		
住居表示	堺市堺区新町2番4号		
家屋番号	37番	建物種類	店舗・居宅
建物名称	小山電ビル	住戸番号	2F-A1
構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根		4階建 (目的物の所在階数 2 階)
	()		
床面積	約24 m ²		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	共同トイレ・共同給湯室		
付属施設			
付記事項			

※記入例→ 施行仕様……

内外装仕様現況渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、
冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
付属設備…… 給排水設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、
付属施設…… 営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
駐車場、車庫、自転車置き場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期	おおよび	引渡し日	
平成 26年	3月	14日	より
終期	平成 28年	3月	13日
			まで
			2年 間とする

(3) 賃料、共益費

金 額		支払い方法	振込による場合
賃 料	月額		金融機関名 三菱東京UFJ銀行 堺東支店
	金30,000円 (税別)	賃料、共益費を共に振込 による方法により、毎月末 日までに翌月分を先払い する。	預 金 普通 口座番号 [REDACTED]
共 益 費	月額		宛先名義人 株式会社 小山電気商会
	金5,000円 (税別)		フリガナ カブコヤマデンキンショウウカイ

(4) 敷金・礼金

礼金	円 [REDACTED]	解約時控除金	故意過失実費 円 [REDACTED]
----	--------------	--------	---------------------

(5) 賃貸人及び管理人

賃 貸 人 (社名・代表者)	住所 〒 590-0079 堺市堺区新町2番4号
	氏名 株式会社 小山電気商会
管 理 人 (社名・代表者)	住所 〒
	氏名 TEL 072-221-0025
	TEL

(6) 入居者

賃借人 (本人)	氏 名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員、等)
家族又は従業者、 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業者○○名)等 記入 (1)人	淵上 猛志	竹山おさみ運合後援会	事務局次長

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住 所	堺市 [REDACTED]
	氏 名	[REDACTED]
	職 業	[REDACTED]
	借主との関係	年齢 [REDACTED]

II. 契約条項
(目的および凡)

第1条

甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

第2条

賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条

賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近隣類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条

乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し退去した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期が到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならぬ。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金額であつて、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相抵することはできな
い。
5. 乙は、この保証金にかかるとは返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条

乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議

苦情等の申出があったときは乙の責任（負担）において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者品を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1) 本物件内の造作、間仕切り、建具等の新増設または模様替え。
 - (2) 電灯の新増設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新増設、移転、変更等。
 - (3) 本物件の外装（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他の付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならず、また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要なもの)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け受をするとき。
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (5) 本物件において犬、猫等動物の飼育すること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させたまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

- 第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。
2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
 3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
 - (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の使用目的遵守義務
 - (2) 第11条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
 - (3) 第12条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
 - (4) 第13条（第三者同居の禁止）の遵守義務
 - (5) その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災、地震、火災その他甲および乙のいずれの責に帰することのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
 (2)法令または条約の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 2 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならぬ。
 ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 2 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができ。
 尚、解約月の賃料は日割りしないものとする。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
 2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
 3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
 4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
 5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づき乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
 2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認め他の連帯保証人を付すものとする。

(準則)

第 20 条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 4 条第 2 項の解約時控除金および第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの 5 %相当額を負担するものとする。
 また消費税率に変動があった場合は、乙はその変動に伴い消費税相当額を負担するものとする。なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 23 条 下記条項のとおりとする。

抵当権設定の登記後に設定された賃貸借は、抵当権者に対抗し得ない。
 競売手続が開始する前から入居している賃借人は、明け渡し猶予期間が経過後 6 ヶ月間与えられる。
 電気料金については毎月 20 日に貸主検針とし、電気代及びエアコン動力費用を翌月分賃料と併せて振り込むものとする。

本契約存続中は、管理会社指定の火災保険の加入・更新を条件とし、費用は賃借人負担とする。
 保証金設定が無い為、第 4 条についての全意味消
 契約更新は 2 年毎とし、次回契約更新時の平成 28 年 4 月分賃料から賃料・共益費とは別に、セキユリフィー費用として金 3,000 円 (消費税別) がかかるものとする。
 保証会社加入免除に伴い、契約時に平成 28 年 3 月分日割り賃料・共益費及び 4 月分から 8 月分の賃料・共益費を事前に預かるものとする。借主は平成 28 年 9 月以降も当物件の賃借を継続する場合は、平成 28 年 8 月末日に 9 月分の賃料・共益費を貸主の指定口座に振り込み、以降当該条項第 3 条に基づき賃料・共益費を支払うものとする。
 平成 26 年 4 月 1 日より消費税が 8% になります。(賃料: 金 30,000 × 8% = 金 2,400 円・共益費: 金 5,000 円 × 8% = 金 400 円) 合計賃料: 金 37,800 円 なお今後、消費税の改定があった場合、その税率に順じて支払うものとする。

以上

平成 28 年 3 月 14 日

◎大阪府暴力団排除条例 抜粋 (平成 22 年大阪府条例第 58 号)

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者の責務)

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする府の区域内に所在する不動産（以下「不動産」という。）が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したとき

は、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等)

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に關し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

以上

誓 約 書

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿

下記不動産（以下「本物件」という）の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）（以下「条例」という）第 19 条に基づき、貸主が借主に對し、本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、本誓約書 2 通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各 1 通ずつ提出する。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使用しないことを誓約する。

所在地 (住居表示) 堺市堺区新町 2 番 4 号
種 類 事務所

借 主 住 所 氏 名
堺市 新上 通 志

上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に對し本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認した。

代 理 住 所 堺市西区鳳東町 5 丁 4 5 6 - 1 アララギビル 2 F
または 商 号 有限会社 大和エステート
媒介業者 代 表 者 稲井 功吉



以上

※誓約書は、本書面と条例を一部抜粋した書面の 2 枚 1 組です。
両面印刷いただくか、左右に並べて印刷するなどしてご使用下さい。

平成 26 年 3 月 14 日

賃貸建物《 小山電ビル 2F-A1 》

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿

賃借人 住所 堺市 [redacted]
氏名 糸上 猛 氏 (印)

年 月 日

増改築等承諾についてお願い

賃貸人 殿

賃借人 住所
氏名

印

このたび、貴殿から私が賃借しました下記①の建物について、増改築または造作加工等下記②、③の通り行いたいので、承諾願います。

鍵預かり書（念書）

このたび、賃貸建物《 小山電ビル 2F-A1 》を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、同建物の鍵 個（鍵 No. [redacted]）を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

記

①建物	所在地	
	種類構造	
②工事期間	工事箇所	
	年 月 日から 所要日数延べ 日間	
③工事内容	別紙の通り（設計図添付）	

承諾書

上記について、承諾いたします。

(なお、

平成 年 月 日

賃貸人 住所
氏名

印

駐車場賃借契約書

令和 2 年 4 月 1 日

下記、署名甲乙当事者間において、次のとおり自動車駐車場使用に関する賃借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する下記表示場所を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。但し、甲は下記表示、乙使用駐車場区画を甲の都合により、任意に区画変更することができる。

名称 会館前モータープール 所在地堺市堺区新町 14-8 番地他、内 [redacted] 区画。

第2条 乙は、上記駐車区画を乙の使用する下記車両の駐車以外の目的で使用してはならない。但し、乙は、甲の承諾を得て、下記車両を変更することができる

車種 トヨタ マイリス

車両ナンバー [redacted]

第3条 賃借の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月末日までとする。但し、本契約期間満了の際、甲乙当事者間に異議がない場合、賃借期間を 1 年間と定め自動更新するものとする。

第4条 賃料は、毎月金 18、900 円(消費税込み) とし、乙は毎月20日から月末迄に甲、指定口座に送金し支払うものとする。

それに伴う振込み手数料は、乙の負担とする。又、一度でも指定期日を遵守しない場合、甲は乙に対し本契約解除を行うことができる。

第5条 保証金は、[redacted] 円とする。但し、本契約初年度満期結了の際、借主は、保証金を返還するものとする。

第6条 甲は、本駐車場使用中契約車両の盗難並び、積載物及びその関係者が天災、地震、火災、盗難、紛失、その他の事故等によって損傷又は滅失した場合、一切その責任を負わない。

第7条 乙は、賃借権の譲渡、駐車場の転賃、他人の車を駐車させる等の行為をしてはならない。

第8条 乙は、甲による書面の承諾を得ないで、駐車場の現状を加工、動作等の変更、新たな物件・設備の設置等、一切手を加えてはならない。又、乙使用区画内においても、契約車両以外、如何なる動産物の持ち込みも禁止する。

第9条 乙は、本駐車場内に火薬、酸、その他危険物、又は、臭気、騒音を放つ物及び場内を汚染・汚損する恐れのある物を持ち込んではない。

第10条 乙は、車両の出し入れに際し、空吹かし等の迷惑行為を避け、静粛に行動しなければならない。又、乙使用区画内から契約車両を越境させ駐車する等の行為をし、他の契約者、周辺住民に迷惑を与えてはならない。

第11条 乙または、その関係者が故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備、他の車両及びその積載物又は、周辺の第三者の建物及びその付帯物並びに所有物に対し、損傷、火災その他の損害を与えた際、乙は実質にてこれを賠償する責任を負う。甲は、一切その責任を負わない。

第12条 乙は、甲から明け渡し請求を受けた際、契約期間満了前であっても、請求後ヶ月以内に、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。その際、乙は甲に対し、違率料その他如何なる請求もしてはならない。

第13条 乙は、甲に対し、本契約解約を請求する際、1ヶ月以上前に予告し解約の申請をしなければならない。本契約期間満了前の解約 は上記保証金を放棄するものとする。又、解約時の契約終了期日は月単位で行う事とする。

第14条 乙が本契約内容に違反した際、甲は催告その他何等の手續を要せず、直ちに契約、解除する事ができる。

第15条 本契約が解約、解除その他の事由により終了した際、乙は直ちに、本駐車場内から車両を搬出し明け渡しねばならない。

第16条 乙が第15条の義務を履行しない際、乙は、本契約終了日の翌日から明け渡し完了する迄、毎月規定の賃料の倍額を損害金として甲に支払わなければならない。又、甲は理由の如何を問わず、乙の車両を搬出する事ができる。乙は、これに要した費用一切を甲に支払うものとする。

第17条 本契約に関する訴訟・調停は本契約所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し甲乙署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

※ 駐車場代金・保証金振込み先

三菱 UFJ 銀行 堺東支店 普通 店番 205 口座番号 [redacted]

但書 5条削除 隣接飲食店関係者(店主を含む)の車の駐車を硬く禁ずる。

〒590-0079 堺市堺区新町2-4

賃借主(乙)住所

小山電ビル2F-A1

氏名

浅上 猛志

Tel 携帯

072-320-0103

賃貸主 (甲)住所堺市

Tel

参考様式第4号

出張報告書

令和4年8月19日

会派の名称・議員氏名 堺創志会

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ① 観光施策に関するレク及び現地視察（日光東照宮）
② VDC市役所の現地視察

2. 期間 2022年7月25日（月）～ 2022年7月26日（火）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	7月25日（月）	14:00～16:30	栃木県日光市
②	7月26日（火）	11:00～12:00	東京都墨田区
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

別紙参照

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

別紙参照

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

(7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、8-5、8-6)、61、64
会 派 分

■栃木県日光市

【面談者】

観光経済部 観光課 課長 [REDACTED] 氏

課長補佐 兼 観光振興係 係長 [REDACTED] 氏

観光交流推進係 係長 [REDACTED] 氏

【訪問目的】 観光施策に関するレク及び現地視察（日光東照宮）

【レクの概要】

- ・日光市の観光関連の統計
- ・コロナ禍における観光施策
- ・世界遺産サミットの取り組み
- ・日光グリーンスローモビリティを活用した回遊性向上事業

【質疑内容】

Q. オーバーツーリズム対策で具体的なものは？

A. 夏の渋滞→周辺駐車場の活用、空き駐車場の情報提供
アウトドアでのゴミ問題→マナー周知、コロナ後に強化
冬季誘客→クロスカントリー、冬の温泉の打ち出し、冬の臨時列車の検討

Q. 宗教との線引きは？

A. 神事かどうか

Q. 寺社の写真の取り扱いについて

A. 市や観光協会の利用は無償、民間は有償

Q. グリーンスローモビリティは実証実験から進展するか？

A. 路線バスとして運行している数少ない事例。パスポートも利用可能となり、今期の収支から今後事業者と協議

Q. SLは誘客に繋がっているか

A. 一定、繋がっている。東武の独自事業

Q. 日光M a a sの連携とは具体的に？

A. 東武が作成したアプリ。日光駅より奥の地域の、カーシェア、レンタカー、バスが利用可能で、グリスロも入れるよう要請している

Q. JR の注力具合は？

A. JR 日光線はそもそも多くない。遠方からは別として、首都圏からなら東武。

Q. 人口減は働き口の問題か？

A. 朝、夜だけのパートタイムのニーズが高く、産業団地も少ないので、収入を求めると宇都宮など他市の就業となる

Q. 特定の国にアプローチしているか？

A. アジアでは台湾。スペイン人観光客が多いというデータがあり、スペインでプロモーションしたことも

【所感】

日光市は同じ世界遺産のあるまちであると共に、一方で、それ以外にも観光に資する魅力があるのに世界遺産の陰に隠れて目立たない、世界遺産だけを見て帰ってしまうという悩みも、一定程度共通している（もちろん、現在の東照宮と百舌鳥古墳群では、誘客力に大きな差があるが）。本市に比べて、日光市が圧倒的に優れている点は鉄道会社との連携であると考え。観光プロモーションや、オーバーツーリズム対策での連携だけでなく、本市も進めている M a a s 事業も、本市と違って東武鉄道が主体となっている。当事者たる南海電鉄との連携も不十分な中で、行政主体で進む本市の C a a s とは、進め方が大きく異なる。利用者・事業者目線の使い勝手のいいものにするために、どちらがいいかは明らかであろう。日光市は東武鉄道の終着点でもあり、南海電鉄の通過地点である本市とは、依存関係が異なる面があるものの、大いに参考とすべき点である。日光東照宮は神職の職員に案内役を務めていただいた。観光は案内の仕方によって満足度が大きく変わることを実感し、本市においても観光ボランティア協会の連携の必要性を再認識した。また、東照宮の改修に対する国の補助金の話が大変興味深かった。東京オリンピックによる外国人観光客の増加が見込まれるにあたり、三猿や眠り猫などの著名な彫刻だけ、改修する補助金を得たとのことだった。国の限られた財源の取り合いの様相も呈する中、時期を捉え、的を絞った補助金の獲得は、多くの文化財を抱える本市にとっても、参考となる話であった。

■東京都墨田区

【訪問目的】UDC すみだの現地視察

【面談者】

墨田区 企画経営室行政経営担当 [] 課長、[] 主査、[] 主事
議会事務局 調査担当 [] 氏

【レクの概要】

- ・UDCの設置経緯
- ・UDCの施設の特徴

【質疑内容】

Q. 土地は売却したのか？賃貸か？

A. iU 情報経営イノベーション大学は土地の定期借地 50 年、千葉大学は定期借地 30 年、市価の 5 割引き

Q. 高齢者の ICT 教室は有償なのか？

A. 当初、無償ボランティアで始まったが、今は有償を検討している。

Q. 学部しぼりは？

A. ない。「グローバル」が基本方針に掲げられていた。

Q. 学生の滞在の状況は？

A. 基本は千葉。プロジェクトベースで利用する。

Q. すみだアカデミックハウスプロジェクトのきっかけは？

A. UDC ができる前から千葉大学が取り組んでいたもの

Q. 墨傘について区の補助は？稼いでいるのか？

A. 補助金がないとまわらない。

Q. 健康長寿に資する活動は？

A. 区民健康度評価研究

Q. 行政からの情報提供は？

A. 国保のデータ、アンケート結果等を提供

【所感】

東京 23 区で唯一大学のない区だった墨田区の誘致の取り組みは、すでに大学が所在している本市にとっても、参考になるものであった。大学といっても、千葉大学に関しては、常時学生が授業を受けているわけではなく、建物全体を、デザイン・建築の学科の「実証実験空間」と活用している。そこからでも、大学・学生と、自治体・地域との連携事業が生まれ、

効果を出しているところからも、たとえば、本市の中百舌島における「起業」や、堺区の「歴史・文化・観光」、泉北ニュータウンの「まちの再生」など、地域課題に応じた、サテライトキャンパスの誘致は、大いに価値のある検討課題だと感じた。すみだアカデミックハウスプロジェクトは、「老朽化木造住宅」「住民の高齢化」というまちの課題の解消と、学生の「研究実践の場」「生活の場」の確保に繋がる、まちと学生の Win-Win の取り組みであり、大変興味深かった。また、地域と大学の交流広場「キャンパスコモン」の整備は、大学の「敷地」の概念を覆すものであり、敷地を塀で囲んでいる本市の大阪公立大学や関西大学では、なかなか思い浮かびづらい取り組みであった。大学のある本市としても、大学がまちへ、まち（住民）が大学へと互いに交わり合い、まちの課題を解決しつつ、大学としての学びを深化させる取り組みを、本市でも展開したいものである。

出張報告書

2022 年 10 月 5 日

会派の名称・議員氏名 沢村 猛志

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 堺金箔包銀治屋敷ミュージアム(仮称)の整備に先立ち、同施設で展示予定となっている井上家所有の文化財の保存方法、活用方法について参考とするため。

2. 期間 2022 年 10 月 3 日 (月) ~ 2022 年 10 月 4 日 (火)

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先 (都市・施設名等)
①	10月3日(月)	13:30~17:00	松本城見学、赤羽コレクション会との意見交換会
②	10月4日(火)	10:30~12:00	岩村町加納家住宅見学
③	月 日 ()	~	
④	月 日 ()	~	

4. 面談者

別紙参照

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

別紙参照

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

整理番号 120

【視察日時】

10月3日（月）13：30～ 松本城見学、15：00～赤羽コレクション会との意見交換会
10月4日（火）10：30～ 岩村町加納家住宅見学

【訪問メンバー】

刈上、史談会3名、文化観光局職員1名

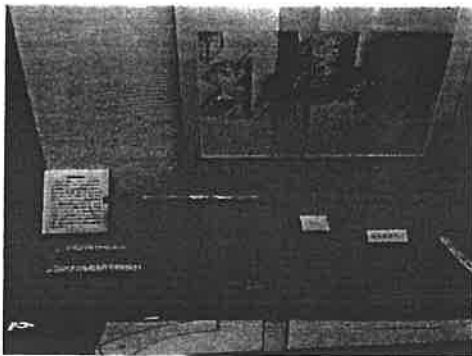
【視察目的】

堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム（仮称）の整備に先立ち、同施設で展示予定となっている井上家所有の文化財の保存方法、活用方法について参考とするため。

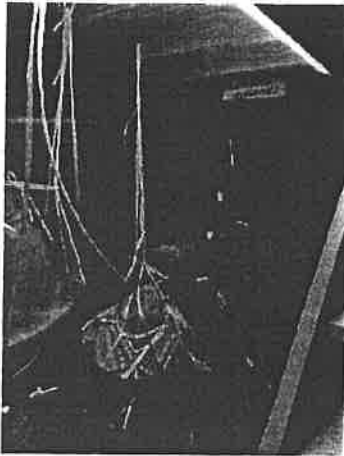
【視察内容】

松本城の展示の鉄砲については、個人所有でありながら、市が寄託を受けて管理しており、またその管理には民間団体である赤羽コレクション会が関わっている。この点が本市が鉄砲鍛冶屋敷ミュージアムで想定する文化財の管理方法の参考になると考えた。

松本市職員の案内のもと、松本城にて実際にどのように展示されているのかを見学した。鉄砲の製造工程に加え、歴史的な情報の提供も豊富で、実に見ごたえがあった。



保管庫も見学させてもらい、100丁ほどになる鉄砲の保管に必要なスペースがどの程度なのかよく理解できた。

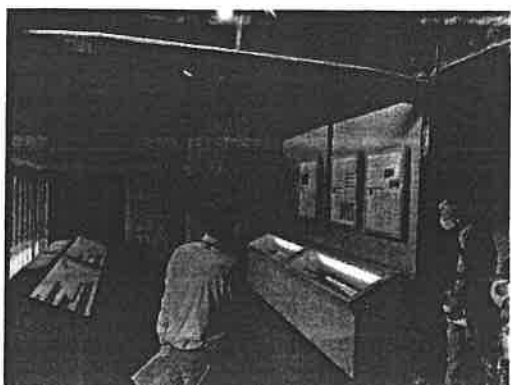


訪問前から知りたかったのが、赤羽コレクションと市との関係性、赤羽コレクションがどのように収入を得ているのかという点であった。

設立当初から、アテ職として市長、教育長が顧問として名を連ねていること、市の学芸員が事務局を担っていること、保管している鉄砲のメンテナンス費用として予算計上し、それを赤羽コレクション会が請け負っているとのことだった。堺市では文化財の寄託には至っておらず、松本のような人的な交流を重ねる中で信頼関係を醸成することの大事さを痛感した。資金面での直接支援は難しいであろうが、どのみち発生してしまうメンテナンス作業や、あるいはミュージアムでのガイドなど、史談会の力を借りつつ運営に協力する、相互依存の関係は必要だと感じた。

岩村町の加納家住宅は、本市の鉄砲鍛冶屋敷と共に、全国に残る数少ない鉄砲の生産現場である。現地の保存会の案内で見学した。





本市の（想定される）鉄砲鍛冶屋敷ミュージアムに比べると、展示点数も少ないものの、やはり説明が丁寧でわかりやすく作られていた。

それ以上に興味したのが、町並みであった。加納家住宅は、ここでは一つの町家であって、ほとんどの建物が歴史的な風情を残すものであった。無電柱化、カラー舗装もされており、どこも絵になる風景だった。本市もミュージアムの整備に向けて、それらを推進すべきだと改めて感じた。



そ